

# 控

平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年5月14日

## 証拠説明書(3)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原告

吉井康雄

原告の地位確認訴訟	名誉侵害等被告大学訴訟	当該訴訟	種目	立証趣旨		
				別件訴訟1	別件訴訟2	
				号証	号証	
		71	別件訴訟3の証拠、平成28年10月30日、草薙裁判における「陳述書」	写し	北村實	北村實の陳述はどこまで真実かを見極めることは困難である。例えば、「吉井氏のホームページはその後、大阪地裁に削除の仮処分申し立てを行い、その一部を削除せよとの決定(別添)が出されています」など、原告が当事者として、裁判所から、そのような指示をうけていないため、明瞭な虚偽である。「タクシーチケットの不透明な使用」などで評議会および組合の追求を受けている人物の陳述をどこまで信じるかが悩ましい。
		72	平成31年4月19日、最高裁提出の「特別抗告理由書」	写し	吉井康雄	訴訟する双方には、守るべき規範があるとうことを訴えるのが目的であり、社会の秩序づけ機能を果たす法のもとで、その規範を外れる行為は許されるべきではないということを主張する。その良くない事例が、原告の地位確認を求めた別件訴訟1であり、そこには、被告大学の一貫した虚偽のシナリオのもとで誤判決に至っているということを訴えた文書である。
		73	平成28年12月9日、「タクシーチケット問題に関する調査委員会報告についての意見と要望」	写し	評議員会	評議員の要望「理事会が自浄能力を発揮され、大学が一日も早く正常化されることを強く望んでいます」をどのように受け取るかである。佐藤理事長と北村理事の関係および16年以上理事を務めてきた北村理事の影響力、光と影の大きさに学内を代表する評議員の要望が表れている。原告を排斥する目的は光を追い求める北村理事とそのグループの欲望の反作用かもしれない。
		74	人間科学部カリキュラム委員会規程	写し	人間科学部	経営学部のカリキュラム委員会規程は未だ明文化されていない。他学部も同様の内容の規程であることから、被告井形、被告池島および被告北村が、この正規の規程をベースにしてどのように歪めたかの判断に資する目的で、証拠とする。
		75	大阪経済大学経営学部教授会規程	写し	経営学部	経営学部教授会規程は、他学部も同じ内容の規程である。2011年11月11日の北村と田中の元執行部の動議で欠席者による投票を1年限りの試行ということで強行採決したが、その採決は不法であることを示す目的で、証拠とする。
		76	平成27年7月1日「陳述書」	写し	池島真策	被告大学が、名誉権等侵害で1500万円の賠償請求訴訟を起こしたが、その訴訟の証拠としたものである。この陳述書では、被告池島には、不法行為に対する微塵の反省も感じられない、そのような内容の陳述書である。